

令和4年第7回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和4年6月27日

朝霞市農業委員会

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第7回朝霞市農業委員会総会	
開 催 日 時	令和4年6月27日（月） 午後3時00分から 午後3時30分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所別館2階 第1委員会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	令和4年第7回朝霞市農業委員会議事日程	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和4年第7回朝霞市農業委員会総会

令和4年6月27日(月)

午後3時00分から

午後3時30分まで

市役所別館2階 第1委員会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

8番 金子 靖彦委員 9番 渡邊 忠委員

3 提出議案

議案第20号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

4 諸報告

(1) 報告第6号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（20人）

会	長	高橋	隆
会	長 代	理	秋山 磨弥
委	員	橋本	弘明
委	員	栗原	昌章
委	員	石原	実
委	員	富岡	勇一
委	員	高野	正芳
委	員	渋谷	昇
委	員	金子	靖彦
委	員	渡邊	忠
委	員	高麗	俊一
委	員	高橋	秀明
委	員	千田	理恵子
委	員	野島	一
委	員	須田	哲也
委	員	蕪木	勝美
委	員	高野	政江
委	員	浅川	秀雄
委	員	小寺	昌
委	員	高橋	吉久

欠席委員（0人）

事務局

事	務	局	事 務 局 長	星加	敏昭
事	務	局	局 次 長	増田	高志
事	務	局	主 査	渡邊	誠
事	務	局	主 事 補	太江	碧海

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・星加事務局長

皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、これから、令和4年第7回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会に当たり、会長からごあいさつ申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、第7回農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

梅雨も明けたようで、関東地方では例年より22日ほど早く開けたようです。先週の土曜日あたりからは連続して35度を超え、またこれから一週間くらいはこの天気が続きそうですので、屋外の作業時には十分に水分補給をして、作業に取り組んでいただきたいと思います。また、作物の成長に合わせて作業をするわけで時間を縛ることもなかなか難しいですが、出来るだけ昼間の高温時を避けて、朝、夕の涼しくなった時に作業をしていただければと思います。屋内での作業の時もエアコンに対応できる作業であればそれに越したことはありませんが、扇風機等を使うなどして、熱中症には十分に注意して頂ければと思います。

それでは、早速ですが本日の提出議案が2議案ほどございますので、御審議の方よろしくお願いたします。

○事務局・星加事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を、会長よろしくお願いたします。

○高橋会長

本日の出席委員は、20人中20人でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

◎議事録署名委員の指名について

○高橋会長

初めに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

次に、農地改良等に関する指導要綱の許可事案に該当するか否かについて申し上げます。

一時転用の期間については、6か月で設定されております。また、今回の工事では掘削後に土を入れ、その上に掘削土を盛土するため、問題ありません。この盛土造成により、水はけも良くなります。農地改良完了後の柿の作付計画も明らかになっていることなど、指導要綱に適した計画となっていることから、こちらにつきましても特に問題はないものと考えます。

なお、5000㎡を超えているので、7月4日の常設審議会の審議対象であるため、朝霞市農業委員会の意見報告を、事務局から送るとのことです。

申請地の位置ですが、2ページをお開きください。

県道朝霞蕨線花ノ木交差点を秋ヶ瀬方面に向かい新盛橋東交差点を右折します。国道254号線を朝霞大橋に向かって進みます。2つ目の信号を左に曲がりすぐに右折して、254号線の側道を進みます。およそ200メートルで当該申請地となります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、本件につきまして、何か御質問ございますか。

(千田委員挙手)

はい、千田委員。

○千田委員

今回詳細な断面図と平面図が添付されているのですが、今まで農地改良でこういった資料が添付されていなかったのですが、今回添付されている理由が何かあるのでしょうか。

○事務局・星加事務局長

では、お答えします。去年まで詳細な資料がついていて、今年からあまりついていないのではないかというお話が一部でありまして、なるべくわかりやすく付けようということで今回つけさせていただきます。次回以降もなるべく付けさせていただくように調整して参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○高橋会長

では、ほかに御質問ございますか。

(なし、の声)

別に御質問がないようですので、お諮りいたします。

本件を許可相当とすることに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、議案第20号につきましては、許可相当と決しました。

◎議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

○高橋会長

次に、議案第21号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・

それでは4ページをご覧ください。

議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

令和4年6月27日提出。

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。岡■■■■■■■、畑、畑、721平方メートル。岡■■■■■■■、畑、畑、1452平方メートル。岡■■■■■■■、畑、畑、394平方メートル。岡■■■■■■■、畑、畑、106平方メートル。相続人、岡■■■■■■■
■■■■、■■■■。被相続人、岡■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■。相続開始年月日、令和3年12月24日。農業経営開始年月日、令和3年12月24日。証明を必要とする理由、被相続人及び農地等の相続人が租税特別措置法第70条の6、第1項の適用を受けるための適格者であること。

調査説明委員、渋谷昇委員。

埼玉県朝霞市農業委員会会長、高橋隆。

以上でございます。

○高橋会長

それでは、議案第21号につきまして、渋谷昇委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○渋谷委員

相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する調査は、6月7日に行って来ました。土地の所在地、地目、面積、相続人、被相続人の住所、氏名などは事務局の朗読のとおりです。この申請は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適用を受けるための適格者であることを証明するためのものです。はじめに、相続人が農業を営む意志があるか否かについてですが、相続人に話を伺ったところ、今後も引き続き農業を営んでいくということでございました。次に、申請者の所有する農地の耕作状況について申し上げます。申請人の所有する農地は、玉ねぎ、里芋、なす、きゅうり等の露地野菜を作付けしており、また、広い農地ですので一部作付けされておりましたが、しかしながら全ての農地がきちんと耕運されており、いつでも作付けできる状態とはなっており、十分に農地としての管理がされております。

申請地の位置ですが、5ページをお開きください。

朝霞第2小学校の方から行きまして岡の氷川神社の入り口を西に向かっていき、向山公園のはす向かいが該当の農地でございます。

以上です。よろしく審議をお願いします。

◎閉会

○高橋会長

本日の日程は、これで全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年第6回農業委員会総会を終了いたします。

ありがとうございました。

上記議案の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

8番委員 金子 靖彦

9番委員 渡邊 忠

令和4年7月26日

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印